

日本有病者歯科医療学会認定医、専門医ならびに指導医制度規則施行細則

- 第 1 条 日本有病者歯科医療学会認定医制度規則(以下「規則」という)に定めた事項以外については、この細則に基づき運営する。
- 第 2 条 規則第 8 条に基づく認定医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第 1～4 項のすべてを満たすものとする。
1. 学会機関誌を含む有病者に必要とされる歯科医療に関する論文 1 編以上
 2. 学会が主催する学術大会を含む有病者に必要とされる歯科医療に関する発表 1 題以上
 3. 次の各号いずれかに係わる有病者の歯科診療および指導 10 症例(うち詳記 5 例)
 - (1) 有病者の歯科疾患について検査を含めた診断と治療
 - (2) 口腔保健指導及び口腔機能リハビリテーション(口腔ケア、摂食嚥下機能を含む)
 - (3) 全身管理経験(基礎疾患に対する把握と対応)
 4. 一次救命処置(BLS)の受講(修了書(写)の提出)
- 第 3 条 規則第 9 条に基づく専門医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第 1～2 項とし、すべてを満たすものとする。
1. 認定医取得後、学会機関誌を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する論文 1 編以上(筆頭含む)
 2. 認定医取得後、学会が主催する学術大会を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する発表 1 題以上(筆頭含む)
 3. 認定医取得後、細則第 2 条第 3 項に定める有病者の歯科診療および指導 10 症例(うち詳記 5 例)
- 第 4 条 規則第 10 条に基づく指導医の認定申請に必要な研修内容は、次に定める第 1～2 項とし、すべてを満たすものとする。
1. 専門医取得後、学会機関誌を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する論文 3 編以上(筆頭含む)
 2. 専門医取得後、学会が主催する学術大会を含み、有病者に必要とされる歯科医療に関する発表 3 題以上(筆頭含む)
- 第 5 条 規則第 11 条第 2 号に基づく施設の具備すべき条件は、次の(1)または(2)のいずれかと(3)～(8)のすべてを満たす施設とする。
- (1) 研修施設は、指導医が常勤(週 3.5 日以上勤務)であること
 - (2) 准研修施設は、指導医が定期的に有病者歯科診療に従事すること
 - (3) 有病者に必要な歯科医療が継続的に行われていること(20 症例以上の記載)
 - (4) 本学会に研究発表等の積極的な参加を行っていること
 - (5) 有病者の歯科治療の診断と治療に必要な歯科診療設備を有していること
 - (6) 定期的に有病者歯科に関する研修や教育が定期的に行われていること
 - (7) 原則として歯科衛生士の関わりが日常的かつ継続的であること
 - (8) 有病者の歯科医療や療養、訓練、福祉に関する図書を有していること
- 第 6 条 規則第 6 条を満たし認定医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。
- (1) 認定医申請書(様式-認 1)
 - (2) 履歴書(様式-認 2)
 - (3) 日本国歯科医師免許証(写し)
 - (4) 会員歴証明書(様式-認 3)
 - (5) 研修証明書(様式-認 4)
 - (6) 学術大会、研修会出席記録(様式-認 5)
 - (7) 有病者の歯科に関する症例の診断および治療報告書(様式-認 6-1、2)
 - (8) 所属機関に本学会指導医が在籍していない場合は別施設の指導医 1 名から、提出書類の「研修証明書」の指導医氏名欄に署名・捺印を必要とする。
- 第 7 条 規則第 9 条を満たし専門医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。
- (1) 専門医申請書(様式-専 1-1)
 - (2) 履歴書(様式-専 1-2)
 - (3) 会員歴証明書(様式-専 1-3)
 - (4) 研修証明書(様式-専 1-4)
 - (5) 有病者の歯科に関する症例の診断および治療報告書(様式-専 1-5-1、2)
 - (6) 業績目録(様式-専 1-6-1、2)
 - (7) 認定医認定証(写し)
 - (8) 所属機関に本学会指導医が在籍していない場合は別施設の指導医 1 名から、提出書類の「研修証明書」の指導医氏名欄に署名・捺印を必要とする。

2. 規則第9条2項に該当し専門医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を認定委員会に提出しなければならない。

- (1) 専門医申請書(様式-専 2-1)
- (2) 履歴書(様式-専 2-2)
- (3) 会員歴証明書(様式-専 2-3)
- (4) 日本歯科医学会専門分科会・日本医学会分科会指導医資格(様式-専 2-4)
- (5) 有病者の歯科に関する症例の診断および治療報告書(様式-専 2-5-1、2)
- (6) 業績目録(様式-専 2-6-1、2)
- (7) 日本歯科医学会専門分科会・日本医学会分科会指導医認定証(写し)

第8条 規則第10条を満たし指導医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書(様式-指 1-1)
- (2) 履歴書(様式-指 1-2)
- (3) 会員歴証明書(様式-指 1-3)
- (4) 研修証明書(様式-指 1-4)
- (5) 業績目録(様式-指 1-5-1、2)
- (6) 専門医認定証(写し)
- (7) 所属機関に本学会指導医が在籍していない場合は別施設の指導医1名から、提出書類の「研修証明書」の指導医氏名欄に署名・捺印を必要とする。

2. 規則第10条2項に該当し指導医の資格の申請をする者は、申請審査料を添えて、次の各号に定める書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 指導医申請書(様式-指 2-1)
- (2) 履歴書(様式-指 2-2)
- (3) 会員歴証明書(様式-指 2-3)
- (4) 症例一覧報告書(様式-指 2-4)
- (5) 学会活動報告書(様式-指 2-5)
- (6) 施設に関する報告書(様式-指 2-6)
- (7) 研修実績報告書(様式-指 2-7)

第9条 研修施設の認定を申請するに当たって、規則第11条第1号に該当する施設の代表者は、次の第1号及び2号に定める申請書類を、また、規則第11条第2号に該当し細則第5条を満たす施設の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、申請審査料を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定研修歯科診療施設認定申請書(様式-施 1)
- (2) 指導医の在籍に関する証明書(様式-施 2)
- (3) 症例一覧報告書(様式-施 3)
- (4) 学会活動報告書(様式-施 4)
- (5) 施設に関する報告書(様式-施 5)
- (6) 研修実績報告書(様式-施 6)

第10条 規則第17条による認定医、専門医及び指導医の登録申請医ならびに研修施設の登録申請は、登録料を添えて、次の(1)～(4)に定める該当する申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医登録申請書(様式-登 1)
- (2) 専門医登録申請書(様式-登 2)
- (3) 指導医登録申請書(様式-登 3)
- (4) 認定研修歯科診療施設登録申請書(様式-登 4)

第11条 認定医の更新に当たっては、認定期間の5年間に研修実績として、別表に基づき、

- (1) 学会参加・学会発表・論文発表により50単位
- (2) 教育研修会への参加により20単位
- (3) 診療実績により10単位、かつ、学会発表・論文発表・診療実績を記載した実績報告書を提出しなければならない。

第12条 専門医並びに指導医の更新に当たっては、認定期間の5年間に研修実績として、別表に基づき、

- (1) 学会参加・学会発表・論文発表により80単位
- (2) 教育研修会への参加により40単位

- (3) 診療実績により10単位（指導医は指導実績も可）及び地域貢献により5単位を修め、かつ、学会発表・論文発表・診療実績・地域貢献等を記載した実績報告書を提出しなければならない。なお、連続して3回以上の更新を経た専門医並びに指導医は、(3)を更新要件から免除する。

第13条 認定医、専門医並びに指導医の資格を更新しようとする者は、各種実績報告書に更新審査料を添えて、委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医更新申請書（様式-認更1~4）
- (2) 専門医更新申請書（様式-専更1~4）
- (3) 指導医更新申請書（様式-指更1~4）

第14条 研修施設の更新に当たって、規則第11条第1号に該当する施設の代表者は、次の第1号及び第2号に定める申請書類を、また、規則第11条第2号に該当し細則第5条を満たす施設の代表者は、次の各号に定めるすべての申請書類を、委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定研修歯科診療施設更新申請書(様式-施更 1)
- (2) 指導医在籍証明書(様式-施更 2)
- (3) 指導実績報告書(様式-施更 3)

第15条 規則第22条による登録申請は、次の各号に定める申請書類を委員会に提出しなければならない。

- (1) 認定医更新登録申請書（様式-認登）
- (2) 専門医更新登録申請書（様式-専登）
- (3) 指導医更新登録申請書（様式-指登）
- (4) 認定研修歯科診療施設更新登録申請書（様式-施登）

第16条 第6条から第10条までと、第13条に定める審査料ならびに登録料は次のとおりとする。

- (1) 申請審査料 10,000 円
- (2) 登録料 30,000 円
- (3) 認定医更新審査登録料 20,000 円
- (4) 専門医更新審査登録料 30,000 円
- (5) 指導医更新審査登録料 10,000 円
- (6) 認定研修歯科診療施設更新審査登録料 10,000 円

第17条 資格更新申請者あるいは資格更新研修施設が、所定の期間内に必要な要件を満たせなかったときには、委員会へ資格更新保留申請書を提出し、許可を受けなければならない。また、保留申請が許可されたとき、その保留期間は1年を限度とし、これを超えたときは資格認定を取り消す。ただし、特定の理由（海外への留学や勤務、妊娠・出産・育児、病気療養、介護、管理職、災害被災など）のために専門医の更新が困難な場合は、所定の更新申請の年に、申請により更新延長を行うことができる。延長期間は原則1年とし、事情によって1年単位での延長も可能である。保留申請は理由書を添えて認定期限までに申請する。なお、研修施設において、資格認定後もしくは資格更新後に指導医が欠員になった場合、あるいは指導医が他の指導医と交替した場合は、直ちに委員会に届け出なければならない。

第18条 この細則の変更は、委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

付 則

この細則は平成22年4月24日より施行する。

付 則

この細則は平成26年3月21日に一部改正した。

付 則

この細則は平成27年3月20日に一部改正した。

付 則

この細則は平成28年3月4日に一部改正した。

付 則

この細則は令和6年11月12日に一部改正した。

別表 更新のための研修単位基準 (2029年3月更新認定分まで)

第1条 更新申請時は単位制度とし、下記の単位を必要とする。

1. 専門医は80単位
2. 認定医は50単位
3. 本要綱の他関連学会とは、日本歯科医学会分科会加入学会および本学会の趣旨に合致していると委員会が認めたものをいう

第2条 学術論文

印刷し公表された学術論文については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会雑誌論文掲載「有病者歯科医療」
 - (1) 筆頭 40単位
 - (2) 共著者 20単位
2. 他関連学会雑誌論文掲載
 - (1) 筆頭 10単位
 - (2) 共著者 5単位

なお、著書などを含む関連学会雑誌以外でも本学会の趣旨に合致したものであれば、委員会の承認を得れば単位として認めることとする。

3. 投稿中の論文に関しては、受理証明書を要する。

第3条 学会発表

学会の学術大会にて公表された学会発表については、下記の単位を認定する。

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会
 - (1) 筆頭 20単位
 - (2) 共著者 10単位
2. 他関連学会
 - (1) 総会に伴う学術大会
 - ① 筆頭 5単位
 - ② 共著者 3単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会
 - ① 筆頭 3単位
 - ② 共著者 1単位

第4条 学術大会出席

1. 日本有病者歯科医療学会学術大会 20単位
2. 他関連学会学術大会
 - (1) 総会に伴う学術大会 5単位
 - (2) 地方会に伴う学術大会 3単位

第5条 研修会

研修会については下記の単位とする。

1. 日本有病者歯科医療学会主催の研修会（学術教育研修会、学術教育セミナー、等）
 - (1) 1日開催 20単位
 - (2) 半日開催 10単位
2. 他関連学会
 - (1) 1日開催 5単位
 - (2) 半日開催 3単位

付則 1. 学術大会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を付与する。

2. 1日開催との基準は10:00～16:00までとし、これを著しく下まわる場合には半日開催とする。

3. 連続して2日間に渡り開催された場合には、時間を問わず2日開催とする。

別表 更新のための研修単位基準 (2030年3月更新認定分から)

1. 学会出席【学会参加証が必要】

- 1) 本学会学術大会 (総会) 20 単位
- 2) 関連学会学術大会 5 単位
(日本歯科医学会分科会、日本医学会分科会に限る)
- 3) 日本歯科医学会総会あるいは日本医学会総会 5 単位
- 4) 各大学主催の学内学術集会 5 単位

2. 学会発表【上記1. に定める学会に限る。講演・シンポジウム等含む】

- 1) 本学会学術大会
 - (1) 筆頭発表者 10 単位
 - (2) 共同発表者 5 単位
- 2) その他の学会 (抄録のコピーが必要)
 - (1) 筆頭発表者 5 単位
 - (2) 共同発表者 2 単位

3. 論文【上記1. に定める学会に限る。商業誌は認めない】

- 1) 本学会学術大会
 - (1) 筆頭著者 20 単位
 - (2) 共同著者 10 単位
- 2) その他の学会 (論文のコピーが必要)
 - (1) 筆頭著者 10 単位
 - (2) 共同著者 5 単位

4. 教育研修会【上記1. に定める学会に限る、修了証が必要】

- 1) 本学会
 - (1) 学術教育セミナー 10 単位
 - (2) 学術教育研修会 5 単位
- 2) その他の学会
 - (1) 1 日以上 5 単位
 - (2) 半日開催 3 単位

付則1. 学術大会時に教育研修会を併設する場合には、学術大会と教育研修会の各々に単位を付与する。

2. 1日開催との基準は10:00~16:00までとし、これを著しく下まわる場合には半日開催とする。

3. 連続して2日間に渡り開催された場合には、時間を問わず2日開催とする。